

福井県報

第 185 号
令和 4 年
3 月 1 日 (火)
火曜日発行

目次

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定(五九・福井保健所)……………一
- 土地改良区の新たな事業の施行の適当の決定および関係書類の縦覧(六〇・六一・農村振興課)……………一
- 国土調査の成果の認証(六二・六三・同)……………一

公告

- 福井県水源涵養地域保全条例に基づく地域指定の予定(森づくり課)……………二
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の役員の就任(同)……………三
- 令和四年二級建築士試験の実施(建築住宅課)……………三
- 令和四年木造建築士試験の実施(同)……………四
- 選挙管理委員会告示
 - 政治団体の設立の届出(一九)……………四
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(二〇)……………四
 - 政治団体の解散の届出(二一)……………五
 - 資金管理団体でなくなった旨の届出(二二)……………六
 - 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(二三)……………六

告示

福井県告示第59号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人初生会福井中央クリニック
- 3 所在地 福井県福井市松本4丁目5番10号
- 4 認定の有効期間
自 令和4年4月1日
至 令和7年3月31日

福井県告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、大野市土地改良区の新たな事業(大野南西部地区 農業用排水施設(農地等高度利用促進事業)事業)の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和4年3月1日から令和4年3月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
大野市地域経済部農業林業振興課

福井県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、大野市土地改良区の新たな事業（大野南西部地区 暗渠排水（農地等高度利用促進事業）事業）の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和4年3月1日から令和4年3月30日まで
- 縦覧に供する場所
大野市地域経済部農業林業振興課

福井県告示第62号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 調査を行った者の名称
高浜町
- 調査を行った期間
令和2年8月から令和3年3月まで
- 調査を行った地域
高浜町（大字和田の一部）
- 成果の名称
高浜町（大字和田の一部）の地籍図および地籍簿
- 認証年月日
令和4年3月1日

福井県告示第63号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 調査を行った者の名称
高浜町
- 調査を行った期間
令和2年7月から令和3年3月まで
- 調査を行った地域
高浜町（大字小黒飯の一部）
- 成果の名称
高浜町（大字小黒飯の一部）の地籍図および地籍簿
- 認証年月日
令和4年3月1日

公 告

福井県水源涵養^か地域保全条例（平成25年福井県条例第19号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、水源涵養地域を指定する予定であるので、条例第10条第3項の規定により、次のとおり公告し、図面および関係書類を縦覧に供する。

なお、水源涵養地域の指定に直接の利害関係を有する者は、条例第10条第4項の規定により、縦覧期間満了の日までに福井県に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

- 水源涵養地域に指定する予定の区域
(1) 令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に、森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された水源かん養保安林
(2) (1)に掲げるもののほか、下記に掲げる土地のうち法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林

市 町 大 字	字
若狭町 河内	1字鋸川、2字割岩谷、5字黒谷、13字狸岩、24字障子尾、31字牛ノ洞、39字砂礫洞、41字森、44字藤内小屋、45字ダケンギヨ、46字大平、47字下場ケ谷、48字丸尾谷、49字寂仙坊、50字コツラ谷、51字峰ケ尻、52字広畑、53字明神、54字尻ケ谷、55字近江尹尾、56字峰、57字釜落、58字桃ノ木谷、59字大清水、60字一間サ尾、61字寺山、62字割谷、63字大洞、

	64字抜ケ谷、65字井根ノ上、66字山葵谷、67字釜ノ洞、68字登リ尾、71字松ノ木谷、72字口無谷、73字人尾、74字蛇谷、75字天狗谷、76字尾崎、77字馬場ケ谷、78字コヤシ谷、79字牛首、80字段ノ尾
熊川	25字鍛冶屋畑、65字銚子口、66字大滝、67字弥治良洞、68字布袋ケ岳、69字朽ケ洞、70字菅ケ谷、71字清水平、72字小イハリ谷、73字西岳

2 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和4年3月1日から令和4年3月14日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県農林水産部森づくり課ならびに福井県福井農林総合事務所林業部、福井県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥越農林総合事務所林業部、福井県丹南農林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局林業水産部および福井県嶺南振興局二州農林部
意見書の提出先
福井市大手3丁目17番1号
福井県農林水産部森づくり課

河合高屋土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月5日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	田谷 満	福井市高屋町32-35
理事	山本 隆夫	福井市高屋町33-21
理事	中島 千秋	福井市高屋町30-52
理事	増田 晴美	福井市六日市町1-1
理事	田中 信義	福井市高屋町34-27
監事	小林 義見	福井市高屋町34-26
監事	小西 純一	福井市高屋町40-17

河合高屋土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月6日に役員に就任した旨の届出があったので、同条

第18項の規定により公告する。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	田谷 満	福井市高屋町32-35
理事	山本 隆夫	福井市高屋町33-21
理事	中島 千秋	福井市高屋町30-52
理事	増田 晴美	福井市六日市町1-1
理事	田中 信義	福井市高屋町34-27
監事	小西 純一	福井市高屋町40-17
監事	八幡 亨	福井市高屋町24-90

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和4年2級建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日および時間

- (1) 学科の試験
 - 令和4年7月3日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験
 - 令和4年9月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 学科の試験
 - 福井市田原1丁目13番6号
 - フェニックス・プラザ
- (2) 設計製図の試験
 - 福井市田原1丁目13番6号
 - フェニックス・プラザ
- 3 受験資格
 - 法第15条各号のいずれかに該当する者であること。
- 4 受験申込手続
 - (1) 受付期間
 - 令和4年4月1日（金）午前10時から令和4年4月14日（木）午後4時まで
 - (2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和4年4月6日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ることに。

5 合格者の発表

令和4年12月1日（木）ごろ（学科の試験については、令和4年8月23日（火）ごろ）

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号
一般社団法人福井県建築士会
電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和4年6月8日（水）ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和4年木造建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和4年3月1日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日および時間

(1) 学科の試験

令和4年7月24日（日）午前10時から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

令和4年10月9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

福井市田原1丁目13番6号

フェニックス・プラザ

(2) 設計製図の試験

福井市田原1丁目13番6号

フェニックス・プラザ

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）午前10時から令和4年4月14日（木）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和4年4月6日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ることに。

5 合格者の発表

令和4年12月1日（木）ごろ（学科の試験については、令和4年9月6日（火）ごろ）

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号
一般社団法人福井県建築士会
電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和4年6月8日（水）ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

福井県選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
令和4年1月26日	岡部きよのり後援会	岡部 恭典	岡部 恭典	坂井市春江町井向21-26

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の

届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年1月1日	大森てつお日之出後援会	松平 久芳	主たる事務所の所在地 代表者	福井市城東2-9-7 松平 久芳	福井市日之出5-9-16 黒川 能男
令和3年5月29日	日本行政書士政治連盟福井県支部	坪川 貞子	会計責任者	三田村 義久	松宮 昌弘
令和3年10月14日	堤みつや後援会	堤 満也	会計責任者	小城 卓治	田中 克己
令和4年1月1日	馬の会	吉田 敏貢	会計責任者	黒瀬 智宏	大川 輝雄
令和4年1月1日	大久保健一後援会	竹内 良行	代表者	竹内 良行	竹内 弥生
令和4年1月1日	下牧一郎後援会	松山 正則	会計責任者	下牧 一郎	五十嵐 又治
令和4年1月1日	山崎正昭春江町後援会	富田 康彦	主たる事務所の所在地 代表者	坂井市春江町藤鷲塚17-2 富田 康彦	坂井市春江町随応寺19-5-3 小林 一夫
令和4年1月18日	のせめたか後援会	野瀬 啓一郎	代表者	野瀬 啓一郎	山崎 孝晴

福井県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和3年3月31日	清水利一後援会	清水 利一
令和3年4月1日	ないとう後三後援会	笠原 裕道

令和3年12月31日	片粕正二郎後援会	片粕 正二郎
令和4年1月13日	北倉芳忠後援会	北倉 芳忠
令和4年1月22日	福井春秋会	小森 吉晴
令和4年1月22日	福静会	山本 文雄
令和4年1月26日	工藤進と共に永平寺町と福井県をよくする会	工藤 進

福井県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
片粕 正二郎	片粕正二郎後援会	令和3年12月31日

福井県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和4年3月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,739,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 出納責任者氏名	福田 明美 種原 直子	所属政党 自由民主党	期 令和4年1月25日 から 令和4年1月26日 まで	第5回分
------------------	----------------	---------------	---	------

主たる寄附 （氏名・団体名）	収入 （職業）	（寄附額）	支出	
			前回計	今回計
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	人件費			
	家庭費			
	選挙事務所費			
	集合会場費			
	通信費			
	交通費			55,400 円
	印刷費			33,000 円
	広告費			0 円
	文具費			0 円
	食糧費			0 円
	宿泊費			0 円
	雑費			0 円
その他の寄附	0		今回計	88,400 円
その他の収入	0		前回計	10,769,227 円
今回計	11,106,720 円		今回計	10,857,627 円
前回計	11,106,720 円		前回計	10,857,627 円
総計	22,213,440 円		総計	21,715,254 円

支出のうち公費負担相当額	計	
	前回計	今回計
選挙運動用通常業務の作成	248,500 円	476,000 円
ビラの作成	800,800 円	164,742 円
ポスターの作成	800,800 円	200,000 円
選挙事務所 の立札および看板の類の作成	25,600 円	1,918,642 円
選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	25,600 円	25,600 円
個人演説会の立札および看板の類の作成	25,600 円	25,600 円
計	1,918,642 円	2,600,542 円

報告書受理年月日 令和4年1月28日

第5回報告分